

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 9 月 3 日
沖縄県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業）

保育士不足解消等に向けて、沖縄県がその県内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】